

大津市議会ミッションロードマップ2019

～令和元年度 検証・評価結果～

令和2年3月

大津市議会

1 令和元年度テーマと評価結果（自己評価）について

(1) 公文書管理のあり方 ⇒ 目標達成・継続

テ	マ	公文書管理のあり方				
工	程	令和元年度（後半）から令和3年年度（前半）				
進	捗	政策検討会議を設置し、協議中。				
評	価	目標達成 （令和元年度分）				
		目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進	行	継続				
		完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備	考	現在、問題解決手法・手段を検討するため、課題の抽出作業を進めている。また、全議員を対象に、学識経験者の意見等を聴取するなど、情報の共有を図った。				

(2) 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり ⇒ 目標達成・継続

テ	マ	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり				
工	程	令和元年度（後半）から令和4年度まで				
進	捗	政策検討会議を設置し、協議中。				
評	価	目標達成 （令和元年度分）				
		目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進	行	継続				
		完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備	考	現在、課題分析を行なうとともに、4年後の結果測定ができる具体的な取組についても検討を進めている。				

(3) 広報のあり方検証 ⇒ 目標達成・継続

テーマ	広報のあり方検証				
工程	令和元年度（後半）から令和2年度まで				
進捗状況・実績	議会広報広聴委員会での議論の前段として、他都市の先進事例等について議会局において調査を実施。				
評価結果	目標達成 （令和元年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	議会局による調査結果も参考に、議会だよりを中心とした大津市議会における議会広報全般のあり方について、令和2年度から議会広報広聴委員会にて議論を開始予定。				

(4) 政策形成過程における市民意見の反映 ⇒ 目標達成・継続

テーマ	政策形成過程における市民意見の反映				
工程	令和元年度（後半）から令和3年年度（前半）				
進捗状況・実績	議会運営委員会において協議し、（仮称）市政課題広聴会制度を構築。				
評価結果	目標達成 （令和元年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	市政の重要課題や執行部の策定する計画等に関し、市民等の意見を広く聴取するための会議を設置するとともに、会議の開催手続き等を定めた。引き続き、他の方策についても検討を行っていく。				

(5) 委員会のインターネット中継・聴覚障害者用モニターの設置導入 ⇒ 目標達成・継続

テーマ	委員会のインターネット中継・聴覚障害者用モニターの設置導入				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度（前半）まで				
進捗状況・実績	令和3年度での導入を目指し、議会局において、先行導入している近隣市議会への視察や先進事例等の調査を実施。				
評価結果	目標達成 （令和元年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	議会局による先進地視察や事例調査等の結果に基づき、本市における導入に向けた課題を抽出し、整理している。令和2年度から議会運営委員会にて、導入に向けた本格検討を開始の予定。				

2 令和2年度のテーマの確認について

(1) 継続テーマ

次のテーマについて、引き続き協議を行う。

- ・公文書管理のあり方
- ・若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり
- ・広報のあり方検証
- ・政策形成過程における市民意見の反映
- ・委員会のインターネット中継・聴覚障害者用モニターの設置導入

(2) 新規テーマ

当初の計画通り、次のテーマについて協議を行う。

- ・議員提案条例や議会からの提案内容の検証手法構築（令和2年度）

3 全テーマと全工程の確認について

当初の計画通り進める。

参 考 资 料

【ロードマップ2019の実行テーマ 全体工程表】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案		公文書管理のあり方		
			歯と口腔の健康づくり	
		若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり		
議会改革		広報のあり方検証		
		議員提案条例や議会からの 提言内容の検証手法構築		
		政策形成過程における市民意見の反映		
		委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置		
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

※赤色枠：政策検討会議、黒色枠：議会運営委員会・広報広聴委員会

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	テーマ (項目)	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	公文書管理のあり方	<p>市の諸活動の記録である公文書は、市民共有の知的財産であり、市民が主体的に利用し得るものである。</p> <p>公文書の適正な管理や利用等により、市政が適正かつ効率的に運用されるようになるとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動が現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようになることを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条
	歯と口腔の健康づくり	<p>歯及び口腔の健康が、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことができないものとなっている。</p> <p>歯及び口腔の健康を生涯にわたり守ることにより、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指すことを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条

大分類	テーマ (項目)	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	前期において、投票率向上のための提言や議会が主体的に取り組む主権者教育について実践してきた。引き続き、若者の議会・政治への関心を高めるための方策を議会として検討、実践していくとともに、特に若年有権者の声を市政に反映させる仕組みについて検討するもの	政									第4条 第17条
議会改革	広報のあり方検証	市民に開かれた議会を実現するため、これまでからも議会だよりやインターネットなど多様な媒体を活用してきた。さらに議会への市民の関心が高まるよう掲載内容の見直しや新たな媒体の活用等について検討するもの	広 十 局									第5条 第15条 第21条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	政策形成過程における市民意見の反映	市民に開かれた議会を実現するため、これまでから職能団体等との連携強化や請願者から直接趣旨説明を聴く機会の確保に努めてきた。更なる市民福祉の向上を目指し、議会からの政策立案する過程において市民の意見が反映できる仕組みについて検討するもの	議十局									第14条 第21条
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	条例制定や提言後、一定期間経過した案件について、内容や執行機関での取り組み等を検証し、必要な措置を講ずる仕組みの構築を図るもの	政									第4条 第5条 第21条
	委員会へのインターネット中継の導入 議場傍聴席への聴覚障害者用モニターの導入	市民に開かれた議会、聴覚障害者に配慮した議会の実現及びA I技術の活用を図るもの	議十局									第4条 第5条 第21条
	議会活動評価制度の見直し	前期の外部有識者による評価・検証において、「可能なかぎり指標化するなどの改善と工夫が必要」との指摘を受けており、議会改革を持続可能なものとするため、評価制度について見直しを図るもの	議十局									第5条 第21条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	議会活動の評価	前期において、議会の見える化の推進、議員活動の活性化を目的に議会活動について評価・検証を行った。議会改革を持続可能なものとするため、新たな評価制度に基づき、評価・検証を実施するもの	議十局									第5条 第21条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会

局 → 議会局・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

大津市議会ミッションロードマップ2019の進行管理について

(1) 進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

(3) 進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。